



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参考

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について

＜PTS Information Networkの廃止等に係る規則改正＞

2025年6月23日
日本証券業協会

- 金融審議会 市場制度WG中間整理（2022年）において「私設取引システム（PTS）の機能向上」が示されたことを踏まえ、本協会では、当面の主要課題として「PTSの機能向上のための制度整備」を掲げている

（2024事務年度 当面の主要課題（抜粋））

- ・ PTSの機能向上のための制度整備

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理」で示された「私設取引システム（PTS）の機能向上」に係る政府の対応を踏まえ、必要な制度整備を検討する。

- 2024年11月20日、市場制度WGにおける提言を踏まえた政府令等の改正が行われ、上場株券等を取り扱う私設取引システム（PTS）に関し、以下のとおり取引の公正性や価格の透明性の確保を図る制度整備等が行われた
 - ・ **PTS自身での価格情報の通知・公表**（※1）
 - ・ PTS業務において取引所の立会外取引に類似するものについてTOB 5 %ルール適用対象外とする（※2）
 - ・ 上場株券等のPTSにおける競売買方式（オークション方式）に係る売買高上限の緩和
（※1）2024年12月1日に施行。施行日から7か月の経過措置（2025年6月末まで）が設けられている
（※2）本協会では、立会外取引に類似する取引に関して必要な制度整備を行う観点から、2025年1月に規則改正を実施
- また、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正案が公表され、**他のPTSと比較可能な形での最良気配・取引価格等の公表を求める規定を削除する**などの方向性が示された
- これを踏まえ、本協会では、認可会員（PTS運営業者）に対する**報告公表システム（PTS Information Network）による価格等の公表義務の廃止などを行うため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の改正**を行う

■ 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 中間整理 (2022年6月22日)

(1) PTSの売買高上限等のあり方

上場株式等については、(上場株式等にとっての主市場ではない) PTSが取り扱う場合に関して、制度上、売買高に上限が設けられている。近年、PTSのシェアは1割弱に達しつつある一方、PTSを運営する事業者数は少数に止まるほか、競売買方式(オークション方式)の活用が進んでいない。

これについて、上場株式等に関する市場間競争を促す観点から、日本市場の構造のあり方についても議論しつつ、競売買方式に係る売買高上限の緩和を引き続き検討することが考えられる。

なお、売買高上限の緩和の検討にあたっては、PTSにおける取引が現在よりも増加することが想定されることから、不公正取引への対応の実効性を強化する必要がある。このため、例えば、PTSが、自主規制機関と連携して売買審査等にあたる枠組みを検討していくことが考えられる。

(2) その他

現行法令上、PTSに対しては、取引所とは異なり自ら取引情報を公表することは義務付けられておらず、PTSから報告を受けた日本証券業協会が取引情報を公表する枠組みがとられている(注)。しかしながら、協会のシステムではリアルタイム性が十分に確保されておらず、PTSが自ら公表する取引情報を市場参加者が参照する方が、より価格の透明性が高いとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、法令上もPTSに対し、取引情報の公表を義務付けることについて引き続き検討すべきである。

(注) なお、監督指針では別途、PTSに対し、(自ら)取引情報を公表することを求めている。

2. 政府令・監督指針及び協会規則の見直しの内容（概要）

	現行	政府令・監督指針の改正	協会規則の見直しの概要
上場株券等に係るPTS自身での価格情報の通知・公表	- 監督指針において、他のPTSと比較可能な形で気配・約定情報を公表することを規定 - 監督指針の内容を充足するため、協会規則では、PTSに対し、協会の報告公表システム（PTS Information Network）を通じた気配・約定情報の公表を求めている - このほか、協会規則において、PTSに対し、参加会員（PTSに注文を取り次ぐことができる証券会社）への必要な事項の通知を求めている	＜政府令＞ - 取引所と同様に、PTSに対し気配・約定情報の通知・公表などを求める ＜監督指針＞ - 他のPTSと比較可能な形で気配・約定情報の公表を求める規定を削る	- 報告公表システム（PTS Information Network）を通じた気配・約定情報の公表を求めている規定などを削る改正を行う（PTS Infoの廃止） - 金商業等府令によりPTSに対し気配・約定情報の通知・公表義務が規定されたことを踏まえ、重畳的な義務を避ける観点から、協会規則による通知義務を削る改正を行う

（※）金商業等府令は2024年11月20日付けで改正、12月1日施行。施行日から7か月の経過措置（2025年6月末まで）が設けられている

（※）政府令の経過措置及び監督指針の適用日を踏まえ、協会規則の施行日は2025年7月1日とする

<金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正内容 (抜粋) >

IV-4-2 承認及び届出等

IV-4-2-1 認可

私設取引システム (Proprietary Trading System ; P T S) は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。

①・② (省略)

③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

イ. 価格情報等の外部公表 (当該業務において株券等 (金融商品取引業協会等に関する内閣府令第14条各号に規定する有価証券をいう。) を対象とする場合に限る。) 「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

ロ～ニ (省略)

④・⑤ (省略)

PTS Information Network

[ご利用方法](#)
[リンク](#)
[サイトマップ](#)

SEARCH

[トップページ](#)
[売買停止情報](#)
[制度](#)
[PTS会社概要](#)
[統計情報](#)



銘柄による検索

銘柄名または証券コードを入力し〔検索〕ボタンを押してください。

銘柄名 または 証券コード(半角)

トヨタ

検索

銘柄別PTS気配・約定状況一覧

■ トヨタ自動車
有価証券の種類： 1 証券コード： 7203 売買単位： 100株

[2025/03/27 09:19現在]

PTS名	売り気配			買い気配			約定価格	約定数量	約定時刻
	価格	数量	申告時刻	価格	数量	申告時刻			
ジャパンネクスト証券株式会社	2,807.5	200	09:18	2,802.7	100	09:18	2,807.2	100	09:18
ジャパンネクスト証券株式会社(X-Market)	2,803.5	300	09:19	2,803.4	100	09:19	2,803.4	300	09:19
ジャパンネクスト証券株式会社(U-Market)									
Cboeジャパン株式会社	2,816.8	100	09:17	2,320	300	09:00	2,813.8	100	09:17
Cboeジャパン株式会社 (Match)									
Cboeジャパン株式会社 (Select)	2,805.8	100	09:18	2,805.6	300	09:18	2,805.6	100	09:18
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社	2,804.4	500	09:18	2,803.6	100	09:18	2,804.6	100	09:18
Japan Alternative Market株式会社	2,807.6	100	09:18	—	—	—	2,809.7	100	09:18

PTS証券会社による検索

PTS証券会社と情報の種類を選択し〔検索〕ボタンを押してください。

PTS証券会社

ジャパンネクスト証券株式会社 ▼

情報の種類

☒ 気配情報

☐ 約定情報

☐ PTS会社概要

検索

3. 協会規則の改正内容

<上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則の改正>

旧	新
(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧) 第 17 条の 2 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、細則で定める方法により、申込み後 5 分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かなければならない。 1～6 (略) 2 認可会員は、前項の状態に置いた申込みに係る同項各号に掲げる事項について、正確かつ最新の内容に保たなければならない。 3 認可会員は、申込みに係る第 1 項各号に掲げる事項について、他の認可会員との間での比較が可能な形で、前 2 項の規定による措置をとることとする。 4 認可会員は、本協会がやむを得ないと認める事由として細則で定める事由により、申込みに係る第 1 項各号に掲げる事項について、前 3 項の規定による措置をとることができない場合には、当該事由の消滅後速やかに、当該措置をとらなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による措置に関し、認可会員が遵守しなければならない事項は、本協会が別に定める。	(削 る) (※) 第17条の2は認可会員（PTS運営業者）に対し、気配情報の公表を求める規定（気配が生じてから5分以内に公表）
(認可業務による売買価格等の閲覧) 第 17 条の 3 認可会員は、認可業務により売買を成立させた場合には、細則で定める方法により、売買成立後 5 分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かなければならない。 1～5 (略) 2 前条（第 1 項を除く。）の規定は、前項に規定する認可会員が認可業務により売買を成立させた場合について準用する。	(削 る) (※) 第17条の3は認可会員（PTS運営業者）に対し、約定情報の公表を求める規定（約定成立から5分以内に公表）
(参加会員への通知) 第 17 条の 4 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第17条の2第1項各号及び前条第1項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。	(削 る) (※) 第17条の4は認可会員（PTS運営業者）に対し、気配・約定情報を参加会員（PTSに注文を取り次ぐことができる証券会社）に通知することを求める規定

3. 協会規則の改正内容

<「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則の改正>

旧	新
(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧) 第 7 条 規則第17条の2第1項及び第17条の3第1項に規定する細則で定める方法は、報告公表システムのウェブサイトを利用する方法とする。 2 規則第17条の2第4項(同第17条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する細則で定める事由は、報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由とする。 3 認可会員は、規則第17条の2及び第17条の3の規定による措置に関し、第1項に規定する報告公表システムのウェブサイトを利用することについて、本協会に対し、負担金を支払わなければならない。	(削 る) (※) 取外細則第7条第1項及び第2項は、取外規則第17条の2及び第17条の3に基づく気配・約定情報の公表を報告公表システム(PTS Information Network)により行う旨などを規定 (※) 取外細則第7条第3項はPTS Information Networkに係る負担金を認可会員に求める規定

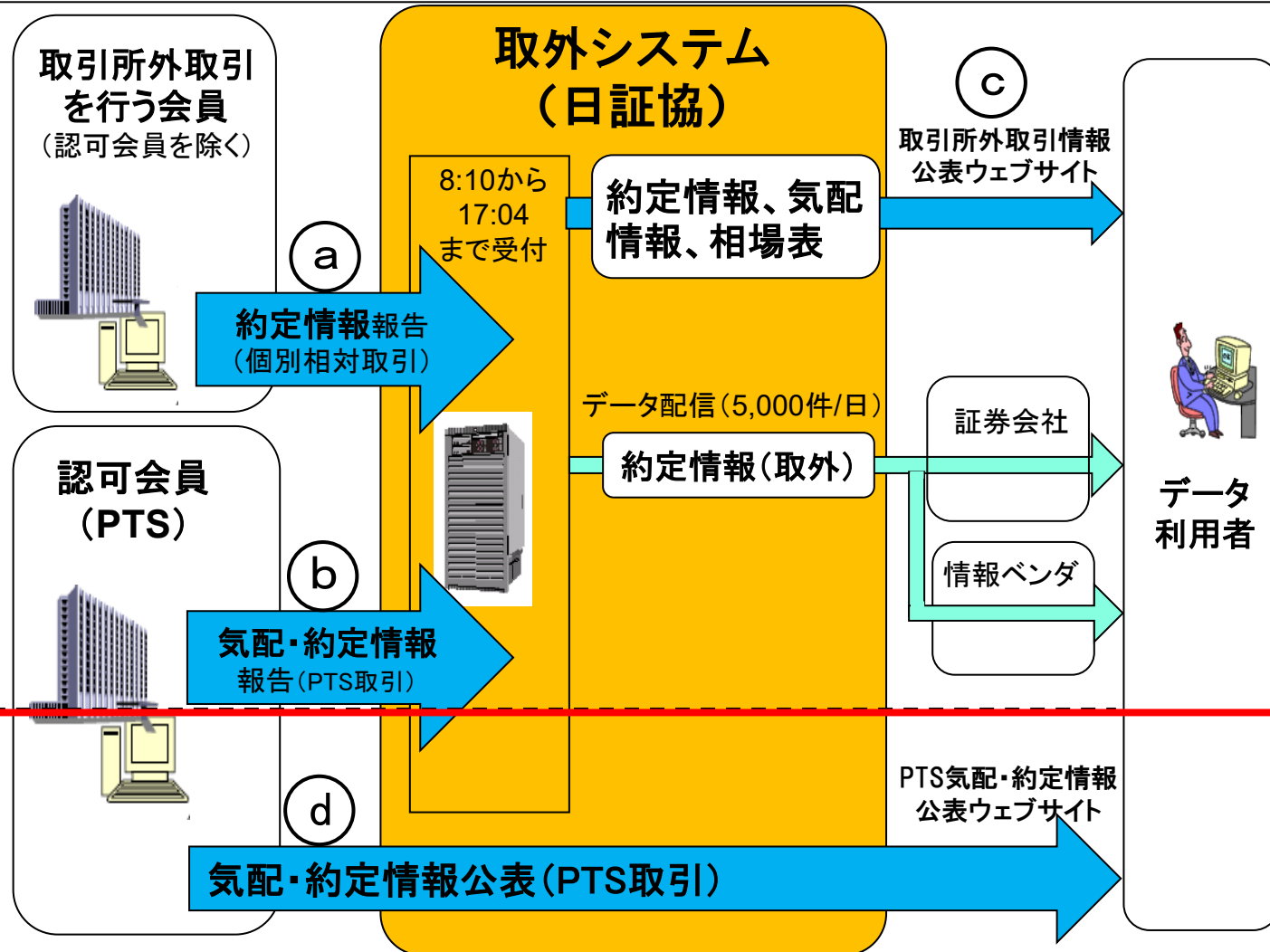
(参考) 取外システム (報告公表システム) の概要

会員から約定情報、認可会員(PTS)から約定情報・公表情報の報告を受け、ウェブサイトにおいて公表・データ配信

【法令・監督指針】

- ① 取引所外取引を行う会員は、取引所外取引に係る約定情報を取外システムへ報告
- ② PTS取引を行うPTS認可会員は、PTS取引に係る気配・約定情報を取外システムへ報告
- ③ 協会は、取引所外取引(PTS取引を含む)に係る約定報告等を集計しウェブサイトにて公表

① 個別相対取引・PTSの
報告・公表機能



- ④ PTS業者のリアルタイムでの最良気配・取引価格等をPTS業者間で比較可能な形でウェブサイトにて公表

② PTS
インフォ

※青矢印は法令・監督指針要件に該当